

令和4年度 神奈川県における訪問看護研修・講演会・シンポジウム等一覧

令和4年6月

【訪問看護ステーションの経営・管理】

研修名	目的・目標	定員 (人)	対象者 受講条件等	開催日	実施 団体	(参考)受講者の訪問看護就業期間(※目安としてご参照ください)				
						未就業～ 6か月	6か月～ 1年	1～3年	3年以上	3年以上 (管理者)
						I(新人)	II(初級)	III(中級)	IV(上級)	V(上級)
訪問看護ステーション管理者研修会 ①管理者の役割と人材育成 ②暴力ハラスメント ③災害時BCP (ハイブリッド)	訪問看護ステーションの安定した経営・運営を実践するための要点を学び、自己の管理実践に活用する	各50	主任・管理者	①5/28 ②6/18 ③7/23・12/17	A	←—————→				
訪問看護 制度活用研修 ☆	訪問看護制度についてのマニュアルを活用し、現行制度の理解を深め適切な訪問看護ステーション運営が行える管理者を育成する。	150	訪問看護ステーションの管理者・事務職	4/23	B	←-----→				
訪問看護 初任管理者及び管理者フォローアップ研修 ☆	初任管理者が、日常業務において直面する「課題抽出から検討する事業計画立案方法」を学び、課題を解決することにより、自信を持って管理業務にあたることができるようにする。	各50	訪問看護ステーション管理者3年未満・次期管理予定者	7/16 12/3	B	←-----→				
訪問看護 管理者スキルアップ研修 ☆	訪問看護ステーションの管理者に対し、『訪問看護師指導・育成』のための面接技術を身につける研修を実施し、訪問看護師の育成が行える管理者を育成する。	40	訪問看護ステーション管理者経験3年以上	9/10	B	←-----→				
訪問看護 労務管理	訪問看護の管理者が自らの事業所を振り返り、快適な職場環境の提供でスタッフのモチベーションを高め、離職防止を図れるよう管理体制の見直しができる。		訪問看護ステーションの管理者	9/15	C	←-----→				
訪問看護における経営(シンポジウム)	訪問看護の管理者が自らの事業所を振り返り、快適な職場環境の提供でスタッフのモチベーションを高め、離職防止を図れるよう管理体制の見直しができる。		訪問看護ステーションの管理者	9月頃	C	←-----→				
訪問看護 災害・感染対策研修会～BCP作成を通じて	台風災害とコロナ禍に直面した経験を、BCP作成を通じてこれからの生かす。		訪問看護ステーションの管理者	8/27	B	←-----→				
訪問看護と法律について	自分とスタッフを守るため、クレームやハラスメントにどう対処するか。知識と心構えの基本を学ぶ。		訪問看護ステーションの管理者	11/16	B	←-----→				

【専門分野研修】

地域包括ケアに関する研修

訪問看護ST・医療機関等の看護職員相互研修	医療機関・訪問看護ST・介護保険施設等の看護職員が、互いの看護の動向や専門性を理解し、地域医療連携の推進を図る。	各50	県内看護職	①7/28～10/3 ②1/12～2/28	A	←—————→				
-----------------------	--	-----	-------	--------------------------	---	---------	--	--	--	--

訪問看護展開に必要な知識技術研修

訪問看護ステーション研修事業費補助事業 教育支援ステーション事業 ☆			教育支援ステーションに直接問合せ		※1	←—————→				
中堅研修 ～精神疾患～	在宅看護に従事する職員の専門的スキル、専門的知識の研鑽を通じて在宅看護の資質の向上を図る		中堅看護師	11月頃	C	←-----→				
中堅研修 ～小児訪問看護～	在宅看護に従事する職員の専門的スキル、専門的知識の研鑽を通じて在宅看護の資質の向上を図る		中堅看護師	11月頃	C	←-----→				
訪問看護制度			新人・中堅	7/11・2月頃	C	←-----→				
訪問看護と介護保険			新人・中堅	9月頃・2月頃	C	←-----→				
フィジカルアセスメント			新人・中堅	7/20・2月頃	C	←-----→				
訪問看護現任者研修 ①判断カトレーニング ②フットケア ③人工呼吸器 ④報酬制度 (ハイブリッド) ⑤高齢者終末期エルネックJG		各50	新人・中堅	①5/21 ②6/11 ③11/19 ④1/21 ⑤2/4・2/5	A	←-----→				

医療処置別の知識技術研修

訪問看護ステーション研修事業費補助事業 教育支援ステーション事業 ☆			教育支援ステーションに直接問合せ		※1	←—————→				
医療機器 (PEG・ポート・HOT)			新人・中堅	8/3・2月頃	C	←-----→				

対象別の知識技術研修

訪問看護ステーション研修事業費補助事業 教育支援ステーション事業 ☆			教育支援ステーションに直接問合せ		※1	←—————→				
------------------------------------	--	--	------------------	--	----	---------	--	--	--	--

診療報酬算定要件研修会 精神科訪問看護基本療養費算定研修会	精神科訪問看護に関する基本的知識・技術を習得し、算定要件を満たす訪問看護師を育成する。	50	訪問看護従事者	11/5・11/12・12/10	A	←————→					
診療報酬算定要件研修会 精神科訪問看護基本療養費算定研修会	精神科訪問看護に関する基本的知識・技術を習得し、算定要件を満たす訪問看護師を育成する。	40	訪問看護従事者	8/5・8/18・8/25	D	←————→					
小児訪問看護・重症障害児者看護研修会 ★	疾病や障害を持つ小児および家族に対して、地域での生活を支える看護活動に必要な知識、技術の向上を図り、質の高い看護の提供に資する。	60	小児看護に関心がある看護職	8/24～10/13 (全11日間)	A	←————→					
重症心身障害児者への対応技術(気管切開時のケア)★	重度重複障がい児者への理解を深め、専門的技術を習得する。	60	小児に関わる看護職	10/8	A	←————→					

【訪問看護基礎研修】

訪問看護師養成講習会 ☆	訪問看護を開始する看護師等が、訪問看護に必要な基本的知識・技術を修得する。	50	訪問看護を始める者、または従事者	6/2～11/21	A	←————→					
訪問看護師養成講習会・訪問看護各論講座	目的・目標・訪問看護に必要な知識・技術を短時間で習得する。	各30	これから訪問看護を始めようとする看護職及び訪問看護に従事している看護職・その他看護職の資格を持つ希望者	第1回 5/12～7/28 第2回 9/1～11/17	D	←————→					
訪問看護入門研修 ☆	訪問看護の実際を知り、就労にむけての動機づけの機会とする。	各30	訪問看護に就業したい看護職	①6/1・6/2 ②7/13・7/14 ③9/14・9/15 ④11/9・11/10 ⑤1/11・1/12	A						
新任訪問看護師育成 人材育成全体研修	新任訪問看護師育成プログラムの活用研修。「新任訪問看護師同士や指導者同士の横の繋がり」「地域資源の活用」を支援する。	200	新任訪問看護師を育成しようとするステーションスタッフ。	7/9 12/10	B					←————→	

【その他の研修】

重症心身障害児の理解(がんばれ小さき命たちよ～NICUの医療現場)★	NICUの医療現場の状況を意識する契機となる。	200	看護学生		A						
特定行為研修 ※2			訪問看護ステーションに勤務する看護師		※2	●-----●					
訪問看護ハイレベル人材養成研修会(訪問看護講師人材養成研修会)			要推薦 ※3		※3						●-----●

【講演会・シンポジウム等】

訪問看護フェスティバル 講演会【認知症を支える人が支えられる時 藤川幸之助 講師】	在宅医療、訪問看護の普及啓発	300	県民、訪問看護に関心のある看護職	10/22	A	←————→					
令和4年度協議会テーマ研修 災害やコロナ禍で見えた地域の中での訪問看護師の役割とミッション	訪問看護が直面している課題をつぶさに学び、次の一歩を考える。		訪問看護ステーションに勤務する職員	5/21 10/29	B	←————→					
令和4年度診療報酬改定について	訪問看護管理者・事務職員としての知識、理解を深め質の高い訪問看護事業の展開を行う		管理者・事務職員	6/14	C	←————→					
看護職交流会「最近の在宅医療事情(仮)」	地域の看護職との交流		会員 病院看護師	9月頃	C	←————→					
市民公開講座&シンポジウム			会員 病院看護師 市民 ケアマネジャー他	未定	C	←————→					
訪問看護セミナー(基礎・事例)	訪問看護の理解を深め、訪問看護の雇用確保・促進を図る		未就業者	11月頃・2月頃	C	←→					
訪問看護事例研究発表会(5～6事例)			会員 病院看護師他	2/18	C	←————→					

※1 教育支援ステーション事業は、県内の医療圏において、地域の訪問看護師の知識技術の向上を目的とする研修。研修内容は各地域で異なる。(教育支援ステーションの研修計画へ)

※2 特定行為研修は、神奈川県内の19施設のほか、全国の医療機関等で受講できる。県では、訪問看護ステーションに勤務する看護師が特定行為研修を受講する際に事業者が当該看護師に支払った経費の一部を補助している(R3年度～)

※3 厚生労働省が実施している「在宅医療講師人材養成研修会(高齢者を対象とした在宅医療、小児を対象とした在宅医療、訪問看護)」の1つ。全国訪問看護事業協会が受託し実施している。県からの推薦で参加できる。

◀-----▶ 点線の矢印は、キャリアラダーにも関連する研修

- ☆ 神奈川県医療課所管事業
- ★ 神奈川県医療課以外の県所管事業
- A 神奈川県看護協会の研修
- B 神奈川県訪問看護ステーション協議会の研修
- C 横浜在宅看護協議会の研修
- D 川崎市看護協会の研修